

令和7年度 奨学給付金申請について～家計急変世帯～

奈良県では、保護者等の失職や会社の経営悪化など予期せぬ事象により保護者等の収入が大幅に減少するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため奨学給付金を支給します。

1 対象となる世帯

基準日(※)現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

(※)家計急変時期が7月1日までの場合は7月1日、
以後の場合は申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の1日。

(1) 保護者等が奈良県内に住所を有していること

※保護者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

(2) 高校生等が私立の高等学校に在学していること

※平成26年4月以降の入学者であること

(3) 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象であること

※児童福祉法に基づく措置等のうち、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されていないこと。

(4) 家計が急変し、保護者等全員が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯に相当すると認められる世帯

※保護者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません。

<非課税世帯に相当する世帯の年収見込み額>

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	約147万円以下	約182万円以下	約217万円以下

注意!

生活保護を受給している世帯又は「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯については、7月に受付を開始する通常の奨学給付金の方をご活用していただくようお願いします。
(通常分と家計急変分の両方を受給することはできません)

2 必要書類

① 申請書

- ・私立用【家計急変用】の様式を使用して下さい。
- ・申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入して下さい。
- ・消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入して下さい。

②口座振替申出書

- ・銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(申請者)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい。

③家計急変の発生事由を証明する書類

例:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、申請理由書など家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。

※定年退職など任期の定めのある退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。

※申請理由書については、業種や家計急変が発生した理由を詳しく記入してください。

④家計急変後の収入を証明する書類 家計が急変した保護者等分

下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。

会社員等

家計急変後少なくとも3ヶ月分の会社作成の給与明細書または給与見込

(例1) 会社作成の給与明細書3ヶ月分以上

(例2) 直近の給与明細書2ヶ月分+会社作成の給与見込1ヶ月分

自営業等

家計急変後1年間の年間収支見込計算書

+

経費の内訳や売上等が確認できる書類

例:家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類、残高試算表、税理士または公認会計士の作成した書類

⑤家計急変前の収入を証明する書類 保護者等全員分

- ・令和7年度(令和6年分)の課税証明書(コピー可)

※保護者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの

⑥(代理受領を希望する場合のみ)代理受領委任書

上記の書類をもとに、家計急変発生後の1年間の年収見込額を推計し、判断します。

※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※申請日から基準日まで申請状況に変更が生じた場合は直ちに申し出てください。

3 家計急変の事由

以下の要件のうちいずれかに当てはまること。

- (1)保護者等の一方(または双方)が死亡
- (2)保護者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難
- (3)保護者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の理由コードにあてはまる場合対象となります。

1A(11)	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年以上雇用止め通知あり)
2B(22)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満更新明示なし)
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。)
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職

(参考)5E:被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

- (4)被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生
- (5)その他、予期せぬ事象(会社の経営悪化、給与削減、離婚等)により収入が非課税相当まで激減

4 給付額

家計急変を申請した日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認して下さい。

※支給は高校生等1人につき年に1回です。

○7月1日以前に家計急変が発生し期日までに申請された場合

世帯状況により、下記の年額を支給します。

世帯区分		支給額（年額）
住民税所得割が非課税（0円） 相当である世帯	①全日制・定時制	152,000円
	②通信制	52,100円

○7月2日以降に家計急変が発生し期日までに申請された場合

◆申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

高校生等【世帯区分①】で8月1日に申請した場合

$$152,000円（年額） \times 8ヶ月（8月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 101,333円 \\ \rightarrow 101,333円支給$$

◆申請日が月の初日以外の場合は、申請の月の翌月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

高校生等【世帯区分②】で12月20日に申請した場合

$$52,100円（年額） \times 3ヶ月（1月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 13,025円 \\ \rightarrow 13,025円支給$$

5 申請期日

家計急変後、下記の期日まで、随時受け付けます。

○7月1日以前に家計の急変が発生した場合

令和7年10月31日（金）までに県教育振興課に提出（消印有効）

※書類が揃わず、上記の日付までに提出できない場合は、在学する高等学校等（県外の高等学校等に在学する場合は県）にお伝えください。

○7月2日以降に家計の急変が発生した場合

令和8年2月3日（火）までに県教育振興課に提出（消印有効）

6 支給日

審査が終了したもののから順次振り込みます。

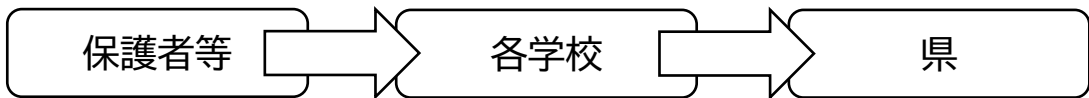
兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。

7 提出先・問合せ先

<奈良県内の私立学校>

在学している高等学校等にお問い合わせ下さい。

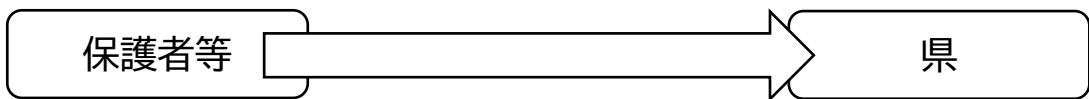
書類提出の流れ



<奈良県外の私立学校>

奈良県教育振興課にお問い合わせ下さい。

書類提出の流れ



※在学する学校に在学証明を記入していただいた上で、県に直接送付してください。

【提出先】〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

奈良県のホームページからも、申請書等のダウンロードができます

奈良県 私立学校奨学給付金

検索

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

皆さんはこれらに当てはまりますか？

- 保護者等は奈良県に住んでいます。
→他府県にお住まいの場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- お子様は、申請日時点で、高等学校等に在学し、休学していません。
- 課税証明書で、市町村民税と県民税の所得割に金額が記載されています。
(父または母、もしくは保護者等全員)
→保護者等全員の所得割が非課税(0円)の場合は、通常の奨学給付金で申請してください
- 予期せぬ事象により収入が非課税相当まで激減した。
→保護者等全員が所得割非課税相当であることの証明が必要になります。

皆さんは下のどれに当てはまりますか？ で確認してください

すべての☑が入るのが対象の区分です

- 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である。

- 全日制・定時制へ子どもが通学している。

①区分
152,000円

- 通信制へ子どもが通学している。

②区分
52,100円



生活保護(生業扶助)受給世帯や、全員の所得割が非課税(0円)の場合は、通常の奨学給付金で申請してください。